

入札保証金説明書

1 入札保証金の額

見積もる契約金額(税込み)の100分の5以上とする。不足した場合、入札は無効となる。入札書の提出までに、入札保証金の免除の証明書の提示又は納入済みであることを証する書類を提出しなければならない。

2 入札保証金の還付

入札保証金は入札終了後に還付する。ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の全額又は一部に充当する。

3 入札保証金の免除

次の(1)、(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を令和7年1月8日(水)までに提出した場合。
- (2) 過去2箇年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面(別添第2号様式「同種・同規模契約の履行証明書」及び、当該契約書の写し)を令和7年1月8日(水)までに提出した場合。

※ 入札保証金が納付された場合、手続きが煩雑になる上、取り扱いに配慮が必要となりますので、可能な限り「3 入札保証金の免除」の手続きを行うようご協力をお願いします。

4 入札保証金の納付・還付申請方法

- (1) 第3号様式「債務者登録票」および第4号様式「入札保証金納付書発行依頼書」に必要事項を記入し、令和7年1月7日(火) までに沖縄県水産海洋技術センター石垣支所へ提出する。
- (2) (1) に基づき発行する納付書をもとに、下記納付場所において納付し、領収書の写しを令和7年1月10日(金) までに沖縄県水産海洋技術センター石垣支所へ提出する(FAXかメール)。

納付場所 琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄労働金庫、農業協同組合(沖縄県内)、商工組合中央金庫那覇支店、みずほ銀行、鹿児島銀行

- (3) 入札時に第5号様式「入札保証金還付請求書」を提出する。

※提出確認からおおよそ2週間後に登録した口座へ還付します。